

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

1 センサスとは

古代ローマに“センソール”という職の役人がおり、その役職は5年ごとにローマ市民の数などを調査することを仕事としていたことから、センソールが行う調査を“センサス”と呼んでいたといわれている。これによりセンサスとは、通常全てを調査の対象とし、個々の対象に調査票を使って、全般的な多項目にわたる調査を行うことを言うようになった。

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「F A O」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査（既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する調査）を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってF A Oが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2015年農林業センサスは、戦後14回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから9回目、戦後では12回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から10年ごとに実施してきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2015年農林業センサスは、林業センサスとしては8回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから6回目となっている。

5 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把

握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティ活動等を把握するための「農村集落調査」（付帯調査）を実施した。

具体的には、次の見直しを行っている。

(1) 農林業経営体調査

ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

イ 農林業経営体を調査対象

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

- (ア) 農林産物の生産を行うか、又は委託を受けて農林業作業を行い、
 - (イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）
- とした。

なお、1つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）には、それぞれの者を調査対象とした。

ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、次に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

- (ア) 農業生産を行っている場合
経営耕地面積が30a以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。
- (イ) 農業サービスを行っている場合
全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

- (ア) 林業生産を行っている場合
保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林又は伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者を調査対象とした。

- (イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合
調査期日前1年間の素材生産量が200m³以上である者を調査対象とした。
- (ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合
全てを調査対象とした。

(2) 農山村地域調査

ア 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

イ 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、全域が市街化区域である農業集落については、農政の施策の対象範囲外であることから調査対象から除外した。

Ⅱ 2015年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の根拠

調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

3 調査の体系

2015年農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査対象、調査方法等については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計は全て農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農 林 業 経 営 体 調 査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 (農林業経営体の定義は、「VI 用語の解説(農林業経営体調査)」を参照)	農林水産省 都道府県 市区町村 指導員 調査員 調査対象	平成27年 2月1日	調査対象による自計調査 (状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。)
農山村地域 調 査	(市区町村調査) 全ての市区町村	農林水産省 地方組織 調査対象	平成27年 2月1日	オンライン又は往復郵送による自計調査 ※オンラインとは電子メールの利用をいう。
	(農業集落調査) 全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落	農林水産省 地方組織 調査員 調査対象		調査対象による自計調査又は調査員による面接調査

また、次に掲げる市町村における農林業経営体調査の実施にあつては、調査対象の希望に応じて政府統計共同利用システムのオンライン報告による自計調査により実施した。

道 県 名	オンライン報告実施市町村
北海道	士別市、千歳市、下川町、幌延町、安平町、厚岸町
山形県	庄内町
茨城県	茨城町
埼玉県	羽生市、富士見市
神奈川県	大磯町、湯河原町
富山県	入善町
石川県	金沢市
長野県	小海町、青木村
岐阜県	各務原市
静岡県	三島市
奈良県	王寺町
島根県	津和野町、美郷町
岡山県	早島町
山口県	平生町
高知県	檮原町
福岡県	柳川市、筑後市、うきは市、大木町、みやこ町、吉富町
鹿児島県	阿久根市

4 調査の対象地域の範囲

- (1) 調査対象の範囲は、全国とした。
- (2) 農林業経営体調査においては、農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。詳細は、「VI 用語の解説（農林業経営体調査）」を参照。）を対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。以下(3)において同じ。）内については、調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない（2010年調査時点で5,542農林業経営体が所在）。

- (3) 農山村地域調査においては、全ての市区町村（1,896市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落（138,256集落）を対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域に含まれる農業集落（259集落）については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

5 集計方法

単純積み上げにより算出した。

なお、農林業経営体調査における平均年齢については、「集計対象者の年齢の累積 / 集計対象者数」により算出した。

6 目標精度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

Ⅲ 2015年農林業センサスの変更点

我が国農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、円滑かつ効率的に実施するために、調査方法の改善及び調査項目等の見直しを行った。

主な変更点は、次のとおりである。

【農林業経営体調査】

1 実査期間の拡大について

冬季における調査員の安全確保を図るため、従来の実査期間を1ヶ月前倒しして、平成26年12月中旬から平成27年2月末日までに変更した。

2 調査方法の見直し

調査客体の利便性の向上及び調査の効率化を図るため、一部の地域においてオンラインによる報告を導入した。

3 調査項目の新設・追加

- (1) 今後の生産構造の大幅な変化を見据え、工芸農作物、野菜類及び果樹類の品目別の作付面積を新たに把握した。

- (2) 農業と異業種との連携の実態を詳細に把握するため、異業種からの資本金・出資金の提供に係る調査項目を拡充した。
- (3) 母集団情報整備の観点から、農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合を新たに把握した。
- (4) 人材の育成・確保等に関する施策の検討に必要なことから、常雇いの年齢別人数を新たに把握した。
- (5) 農村を支える女性の農業経営への参画の実態を把握するため、経営方針の決定への参画状況を新たに把握した。
- (6) 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた施業の集約化の実態を把握するため、林業経営の受委託面積を新たに把握した。

4 調査項目の廃止

2010年世界農林業センサスまでは、親と子など1つの世帯の中に収支を独立した複数の経営がある場合、それぞれを独立した経営体として別々の調査票により把握していたが、調査客体の記入負担の軽減を図る観点から、1世帯で複数経営を行っている場合であっても、当該世帯で1つの調査票に記入するよう変更するとともに、1世帯複数経営に関する調査項目を廃止した。

【農山村地域調査】

1 実査期間の拡大について

農林業経営体調査との輻輳を避け、円滑な調査の実施に資するため、実査時期を農林業経営体調査終了後である平成27年4月から6月までに変更した。

なお、調査期日については、統計の連続性を考慮して従来の2月1日現在のままとした。

2 調査項目の新設・追加

農業集落の活性化に関する施策の検討に必要なことから、農業集落調査において、農業集落から生活関連施設までの主な交通手段・所要時間、地域資源の保全についての連携状況及び活性化のための活動状況を把握した。

3 調査項目の廃止

市区町村調査における地域資源を活用した施設に関する調査項目については、他の農林水産統計において把握できるため廃止した。

IV 統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分

統計表に用いた全国農業地域区分は次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	（北関東、南関東、東山）
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	（山陰、山陽）
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	（北九州、南九州）
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

V 構造動態統計の概要

1 統計の内容及び集計方法

本書においては、次の集計対象別に集計を行った。

(1) 農業経営体

2010年世界農林業センサス又は2015年農林業センサスで農業経営体に該当した調査票情報等を接続した上で、この5年間の動態的変化を相関表形式で集計した。

(2) 農家

2010年世界農林業センサス又は2015年農林業センサスで農家に該当した調査票情報等を接続した上で、この5年間の動態的変化を相関表形式で集計した。

(3) 林業経営体

2010年世界農林業センサス又は2015年農林業センサスで林業経営体に該当した調査票情報等を接続した上で、この5年間の動態的変化を相関表形式で集計した。

なお、それぞれの集計対象について、農業経営体の法人経営や組織経営体等の一部を抽出して表章している統計表については、全て2015年農林業センサス時点で当該条件を満たす対象を集計している。

VI 用語の解説（農林業経営体調査）

【農業経営体】

1 農業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽

	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
	(3)	権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
	(4)	農作業の受託の事業
	(5)	委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m ³ 以上の素材を生産した者に限る。）
農業経営体		農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体		農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体		1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。 なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。
組織経営体		世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。
法人経営体		農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人を含む。）。

2 土地

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地 経営耕地の取扱い方 (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃
------	--

借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。

- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は

	耕地とした。 (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。 (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。 なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。 (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。 (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。 (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

3 農産物販売金額

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
---------	---

4 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

7 農業労働力

常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかま
-----	----------------------------------

わない。)に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)のことをいう。

8 農業経営の取組

農業生産関連事業

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。

消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している(インターネット販売を含む。)場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。

貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。

なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。

農家民宿

農業を営む者が、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

海外への輸出

農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。

【販売農家】

1 販売農家

販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
------	---

2 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前 1 年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

3 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
第 1 種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者の人口をいう。

4 農業労働力

農業後継者	15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
-------	--

世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

【林業経営体】

1 素材生産

素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（m ³ ）の単位で表示する。 なお、立木買いによる素材生産量を含む。
立木買いによる 素材生産	立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。

2 保有山林等

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。
保有山林	保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

3 林業作業

植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に苗木の植付け、種子のまき付け、挿し木などを行うことをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。
林業作業の受託	他者の林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。

VII 利用上の注意

1 留意事項

2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に農業経営又は林業経営を行い、そのそれぞれの経営が「農林業経営体」（詳細は、「VI 用語の解説（農林業経営体調査）」を参照。）に該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施していた（複数の経営を有する世帯数は、2010年で269世帯）が、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、同一世帯内で複数の経営を有する場合であっても、当該世帯を1つの農林業経営体として調査を実施するよう変更した。

そのため、本集計においては、2010年世界農林業センサスの農業経営体、又は、林業経営体が同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営を行っている場合でも、1つの経営体として集計しているため、2010年世界農林業センサスの公表値とは異なる。

2 統計表の見方

統計表の見方は、次のとおりである。

なお、集計対象に応じて、「農業経営体」を「農家」又は「林業経営体」と読み替えてください。

(1) 横系列の見方

統計表の横系列は、2010年世界農林業センサスにおける農業経営体が2015年農林業センサスまでの5年間にどのような階層へ移動したかをみることができる。

ア 継続農業経営体（平成27年）

2010年世界農林業センサス時に農業経営体であって 2015年農林業センサス時でも農業経営体であったものである。

なお、2015年農林業センサス時にかけて転居した場合でも、同一都道府県内の転居の場合はここに含めている。

イ 平成27年が農業経営体以外

2010年世界農林業センサス時に農業経営体であったが、2015年農林業センサス時では農業経営体とはならなかったものである。

ウ 接続不可

接続不可には、次の(ア)及び(イ)のほか、物理的に調査票情報等を接続できなかったものが含まれることから、本来、ア又はイに該当するはずのものの一部が含まれるため、利用に当たっては十分に留意されたい。

(ア) 2010年世界農林業センサス時に農業経営体であったが、2015年農林業センサス時には実質的に廃業し、調査対象とならなかったもの

(イ) 2010年世界農林業センサス時に農業経営体であって、2015年農林業センサス時にかけて転居した場合で、都道府県外に転居したもの、又は、転居先が不明であったもの

(2) 縦系列の見方

統計表の縦系列は、2015年農林業センサスにおける農業経営体が2010年世界農林業センサスにおいてどの階層に存在していたかをみることができる。

ア 継続農業経営体（平成22年）

2015年農林業センサス時に農業経営体であって、2010年世界農林業センサス時でも農業経営体であったものである。

なお、2010年世界農林業センサス以降に転居した場合でも、同一都道府県内の転居の場合はここに含めている。

イ 平成22年が農業経営体以外

2015年農林業センサス時に農業経営体であったが、2010年世界農林業センサス時では農業経営体とはならなかったものである。

ウ 接続不可

接続不可には、次の(ア)及び(イ)のほか、物理的に調査票情報等を接続できなかったものが含まれることから、本来、ア又はイに該当するはずのものの一部が含まれるた

め、利用に当たっては十分に留意されたい。

(ア) 2015年農林業センサス時に農業経営体であったが、それ以前の5年間に新設したため、2010年世界農林業センサスの調査対象とならなかったもの

(イ) 2015年農林業センサス時に農業経営体であって、2010年世界農林業センサス以降に転居した場合で、都道府県外から転居してきたもの、又は、転居元が不明であったもの

3 表中の空欄は、当該階層に接続の事実のないものである。

4 本書に掲載した統計表の表章範囲は全国とし、農林水産省ホームページでは全国農業地域及び各都道府県別に掲載している。

5 本統計のデータについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

VIII 報告書の刊行一覧

農林業センサスについて刊行する報告書は、次のとおりである。

第1巻 都道府県別統計書（全47冊）

第2巻 農林業経営体調査報告書 ―総括編―

第3巻 農林業経営体調査報告書 ―農林業経営体分類編―

第4巻 農林業経営体調査報告書 ―農業経営部門別編―

第5巻 農林業経営体調査報告書 ―抽出集計編―

第6巻 農林業経営体調査報告書 ―構造動態編―

第7巻 農山村地域調査報告書

第8巻 農業集落類型別統計報告書

別 冊 英文統計書

IX お問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第1班

電話：03－3502－8111 内線3665

直通：03－3502－5648